

新生児聴覚検査の費用の一部を助成します！

新生児聴覚検査とは、生まれてまもない赤ちゃんを対象に行う「耳の聴こえの検査」です。赤ちゃんの約 1,000 人に 1～2 人が、生まれつき聴こえに障がいがあるといわれています。早期発見による早い段階での適切な治療と支援を受けると、ことばの発達などへの影響を最小限に抑えられることがわかっています。

検査は赤ちゃんが眠っている間に行い、数分間で終わり、痛みなどはありません。この機会にぜひ検査を受けましょう。

<対象者>

検査当日に大磯町に住民登録がある妊婦さんが出産した生後 60 日未満の赤ちゃん
※生まれた日の翌日を 1 日目とします

<助成内容>

赤ちゃんが生まれて初めて受けた聴覚検査（初回検査）のうち、

AABR・ABR検査 3,000 円

OAE検査 1,500 円 を上限に助成します。

※医療機関によって検査方法が異なります。

<補助券の利用方法>

- ① 補助券の太枠内の欄を記入し、赤ちゃんが生まれた医療機関に提出してください。
- ② 検査の時期は、出生後概ね 3 日以内に実施されます。ただし、特別な事情により検査を実施することができないときは、生後 60 日未満のできるだけ早い時期に実施してください。
- ③ 検査をすると、検査費用から助成上限額が差し引かれます。

<検査費用の助成申請について>

検査費用が助成上限額を下回る場合や、補助券が利用できない国内の医療機関・助産院で検査を受けた場合は、検査費用全額をお支払いいただき、検査日の翌日から 6 ヶ月以内に、償還払い（払い戻し）の手続きを行ってください。

～償還払い（払い戻し）の必要書類～

- ① 母子健康手帳（検査の受診日、結果が記載されているところ）
- ② 大磯町新生児聴覚検査補助券（未使用のもの）
- ③ 領収書の原本（聴覚検査の実施が明記されているもの）
- ④ 振込先の金融機関がわかるもの（通帳のコピー等）

☎ 問い合わせ ☎

大磯町役場 スポーツ健康課 Tel61-4100（内線 309）